

令和8年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和8年9月8日（火）14時00分～16時30分

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

栗田委員、松島委員、福谷委員、大谷委員、中島委員、吉村委員、矢野委員、
中瀬委員、山元委員、小林委員、左谷委員、渡邊委員、太田委員、瀧田委員、
藤原委員

■欠席委員：

なし

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

真溪次長（欠席）

■事務局：

健康福祉部	黒川部長、古川副部長
障害福祉課	藤崎課長、馬場課長補佐、新庄係長、藤原主任
発達支援センター	藪田所長、倉田所長補佐、澤係長

■傍聴者：

なし

1. 開会

【黒川健康福祉部長】

日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者施策の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本審議会委員に御就任いただき、また、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本市では、「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津」を基本理念とした、草津市障害者計画に基づき、障害福祉施策に関する各種事業を展開しているところでございます。

また、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す、障害福祉計画および障害児福祉計画を策定し、その着実な推進・達成を図っております。

今般、国において、令和9年度から令和11年度までの障害福祉計画および障害児福祉計画を作成するにあたっての即すべき事項を定める、国の基本指針が改正されたことから、本市の両計画についても、中間見直しを予定しております。

この見直しにあたりましては、様々な視点から多様な御意見を取り入れる必要があると考えておりますので、委員の皆様におかれましては、本市の障害福祉施策の更なる推進のため、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶と

させていただきます。

2. 委員長、副委員長の選出について

会場より事務局一任の声あり。

事務局が松島委員を委員長に、栗田委員を副委員長に推薦し、一同了承。

3. 議事概要

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害者福祉の動向について

【事務局】

＜資料1に基づいて説明＞

【委員】

草津市の障害者福祉の動向について、大津市や守山市など近隣市と比較した場合、草津市の状況はどのような状況か。

【事務局】

滋賀県南部地域は人口や事業所が多く、障害者等も増加傾向にある。

年齢構成や障害等級の割合、高齢化に伴う身体障害者手帳の取得増加、あるいは就労等を見据えた精神障害者保健福祉手帳の取得傾向などは、守山市等の近隣市と大きな違いはなく、草津市特有の極端な偏りや傾向差はないと考えている。

(2) 第3次草津市障害者計画の事業実績および事業計画について

【事務局】

＜資料2に基づいて説明＞

【委員】

草津手をつなぐ育成会と市の協働事業により実施している知的・発達障害の擬似体験ワークショップ（出前講座）は、認知度が徐々に上がってきており、当初の予算枠以上の活動依頼が寄せられている。（令和8年度も予定以上の依頼がある状態）。

孤立化防止事業では、サロン活動や訪問活動を行っており、民生委員などの協力も得て理解啓発が進んでいる。

しかし、サロンへの当事者側の参加者が、いつも同じ固定メンバーになりつつある点が懸念。気楽に参加できる場所であることを、小中学校の支援学級や特別支援学校の保護者等へさらに周知したいが、届ききっておらず足踏み状態にある。

【事務局】

昨年度より新たな試みとして、薬剤師会の協力を得て市内の「薬局」にチラシの掲示・配布を行っている。

気軽に参加してもらえるような工夫や周知のあり方については、依然として大きな課題認識を持っているため、引き続き検討していく。

【委員】

高齢者等ごみ出し支援事業について、精神障害や聴覚過敏などで外出が難しく、遠方から親がゴミ出しに来ているケースもあるため、地域で支えるこの事業はよいと思う。現在、利用希望者と助けてくれる地域の人手（サポーター）の実態はどのようになっているか。

また、就労継続支援B型について、近年、営利企業（株式会社等）による事業所の新規参入が急増している。見学に行っても、落ち着いて過ごせる部屋がないことや、企業側の作業条件に合う人だけを集めるような事業所が増え、精神障害のある方が我慢を強いられたり、生きづらさを感じたりしている。選択肢が増えた一方で実態が伴っていないのではないか。市としての実態把握やチェックの予定はあるか。

【事務局】

高齢者等ごみ出し支援事業について、「コミュニティ支援型（地域の町内会や有志によるサポートチーム）」と「直接支援型（市委託業者が玄関先まで回収）」の2通り。実績としてはコミュニティ支援型が1件、直接支援型が4～5件にとどまっている。ヘルパーの訪問時間帯や町内会との連携で解決しているケースもあるが、今後も制度周知による利用促進を行っていく。

就労継続支援B型について、全国的に営利企業の参入等による過剰な事業所数増が問題視されている。滋賀県は現時点で事業所の総量規制を行っていないが、他府県（大阪府など）では指定に対する総量規制を導入する動きがある。また、グループホームに関しても来年（令和9年）3月頃の法改正にて一定の総量規制が導入される見通しである。

【委員】

草津市内には260名の民生委員（障害福祉部会には34名）が委嘱されている。今年度は、障害者団体を招いたパネルディスカッションを行うなど、民生委員自身が障害福祉を学び、地域で当事者に寄り添える草津独自のネットワークを3年かけて拡大していきたい。

【委員】

高齢者等ごみ出し支援事業について、問い合わせ窓口と周知策はどうなっているか。

また、市営住宅の倍率問題について、車いす対応等の対象部屋数が少なく、何年も落選し続けている当事者がいるが、市営住宅に入ることができる枠組みを広げられないか。

また、「にも包括」（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）について、かつては精神障害者の退院促進事業があり、退院される当事者がいたが、障害者総合支援法の改正に伴い、地域移行支援や地域定着支援の個別サービスに制度化されて以降、退院される当事者が減っている。「にも包括」の中で、具体的にどういう退院支援につなげるのか。

また、グループホームでは「区分2～3程度までしか受け入れない（重度拒否）」、B型作業所では「体験まで行ったのに事業所側から断られる」という実態があり、ショックで引きこもってしまう当事者がいる。本来、当事者が選択できるはずの制度が逆転し

事業所が利用者を選ぶという状況があるが、市はどのように改善・アプローチするのか。

【事務局】

高齢者等ごみ出し支援事業について、窓口は「人とくらしのサポートセンター」であり、制度周知は、町内会の他に、ケアマネや相談支援員に周知を行っている。

市営住宅については、現時点で増床の予定はなく、物理的な部屋数の制約から、厳しい倍率状況が続く見込み。

「にも包括」について、現段階では病院からの退院促進に直結する具体的な取組まで議論が及んでいないため、今後の検討課題として引き続き取組を進めたい。

重度障害者や医療的ケア児者の受け入れを拒否される実態があるという問題については、事業所が滋賀県へ指定申請を出す際、市から県に対して、重度障害者、医療的ケア児者や強度行動障害者の受け入れ体制を考慮するように求める意見を提出し、事業者へ働きかけているところ。また市独自の補助金として、医療的ケア児者等の支援区分が高い方の受け入れを前提としたグループホーム整備事業に対して、優先的に補助金を交付し、整備を促進している。

【委員】

高齢者等ごみ出し支援事業について、ケアプランや相談のチェックリストに「ごみ出しができていないか」の項目を追加してはどうか。

【事務局】

委員の御意見を踏まえ、今後検討したい。

(3) 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の事業実績について

【事務局】

＜資料3に基づいて説明＞

【委員】

一般就労への移行数値が掲げられているが、精神障害のある方が10年・20年と長く働き続けられる背景には、定期的に愚痴を聞いて肩の力を抜かしてくれる福祉的支援や関わりが何年も継続している事実がある。

現在の国の制度は、最初の1～3年（就労定着支援）で支援を終了する方向性となっているが、人事異動や作業内容の変更、加齢による体調変化などで急に調子を崩すケースが多い。一般就労した後も、継続的な福祉的支援が必要不可欠であることを強く国や地域に発信・周知してほしい。

【事務局】

委員御指摘の支援終了後の長期的なフォロー体制や状況分析は重要な課題であると認識している。いただいたご意見を踏まえ、今後の施策検討に活かしたい。

【委員】

成人期だけでなく、学齢期（小中高生）の児童がショートステイ（短期入所）を利用する際、支給決定の条件や受け入れ事業所の確保状況はどうなっているか。

身近な例で、単親家庭の保護者が入院した際、夏休み期間中だったためデイサービス

の延長などで対応せざるを得ず、大変苦労したケースがあった。学齢期の子どもが緊急時に利用できる「お守り」のような受け入れ体制が必要ではないか。

【事務局】

障害児相談支援事業所が作成する利用計画案に基づいて支給決定を行っている。

実際の発達障害児等の受け入れ先としては、湖南市の「近江学園」、医療的ケア児であれば「びわこ学園」や「すみれ苑」などがあるが、一般的な民間事業所では人員体制等の問題から、希望通りの日程で利用できず待機が生じるなど、受け入れ枠の不足が課題となっている。

(4) 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の中間見直しについて

【事務局】

＜資料4-1・4-2・4-3・4-4に基づいて説明＞

【委員】

医療的ケア児等コーディネーターの相談人数が減少傾向にある理由と、コーディネーターの存在に関する認知度や周知状況はどのようになっているか。

【事務局】

令和7年度より、滋賀医科大学医学部附属病院、滋賀県立総合病院、大津赤十字病院など、地域の中核医療機関へコーディネーターが直接訪問している。入院中から病院の看護師や保護者となつながりを持ち、在宅移行後もスムーズに支援に入ることができるように、地域の中核医療機関に対してコーディネーターのチラシと役割について説明をさせていただき、周知に取り組んでいる。また、小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まる初年度会議などでも周知を行っている。

【委員】

コーディネーターの配置やサポート人員の体制強化について、単に「設置します」という文言だけでなく、具体的な数値目標として計画に盛り込んでほしい。

【事務局】

現在、発達支援センターに1名を専任配置して相談対応を行っており、配置人数を数値目標として掲げている。

また、相談人数は、第3次障害者計画の数値目標として掲げている。

今後も、早い段階で相談支援につながる体制づくりに取り組む。

【委員】

「のぞまないセルフプランの件数ゼロ」という新たな目標について、どのように把握するのか。

【事務局】

把握方法については検討段階ではあるが、現在、草津市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方のうち、約100名が相談支援事業所を通さないセルフプランを利用している。これらの方々に対してアンケートを実施し、相談員が見つからずにやむを得

ずセルフプランにしているのか、自ら希望してセルフプランにしているのかを調査する等の手法が考えられる。

【委員】

セルフプランをゼロにする以前に、そもそも受け皿となる相談支援専門員の絶対数が足りていないのではないかと。1人あたりの抱えるケース数が多すぎて、これ以上引き受けられないという相談員も多い。草津市として相談員になりたい人を増やしたり、事業所を増やすためのインセンティブや支援策はあるのか。

【事務局】

現在、草津市内の相談支援専門員数は28名。約1,300名の支給決定者のうち1,000名以上は事業所に繋がっているが、受け入れが充足しているかどうかは実態把握も含め検討が必要と考えている。

草津市では、国の基本給付に加えて市独自の相談支援事業所補助金を交付し、相談支援事業所の支援を行っている。

また、基幹相談支援センターがスーパーバイザーとして相談員の相談に対応したり、相談支援部会を設置して相談員との話し合いの場を設けるなどに取り組んでいる。また、Webを用いたオンライン交流会の実施や、相談員向けの研修回数を増やすなど、相談員の離職防止および質の向上に努めている。

【委員】

普通校の支援学級等に在籍する児童の保護者は、障害者手帳（療育・精神）が取れるのか、取るべきなのかについての情報や知識をほとんど持っていない。将来の就労や障害年金、収入面での生活安定を考えると、早めに適切な情報提供を受けることが重要である。

行政側からは、「手帳を取りなさい」と言いにくい面もあるかもしれないが、申請から判定までの待ち期間が半年以上かかる場合もあるなどの実態も含め、保護者に寄り添った早期の情報周知・連携を行ってほしい。

【事務局】

情報が当事者や保護者に届きにくい点は、従来からの大きな課題である。市役所だけでなく、草津市障害者福祉センターや発達支援センターに来庁される時や相談対応等のあらゆる機会を捉えて適切な情報提供ができる体制を整えていく。

現在、支援学級に在籍していれば手帳がなくても放課後等デイサービス等の福祉サービス受給者証は発行している。しかし、将来のスムーズな支援移行を見据え、学齢期の相談業務の中で保護者に対して手帳取得の選択肢やメリットを丁寧に提案や説明するように努める。

【委員】

精神疾患の場合、最初に病気を知らされるのは病院であり、家族は病気そのもののショックで手一杯になり、障害者手帳や福祉サービス、家族会といった情報に辿り着くまで何年もかかってしまうケースが多い。

学校だけでなく、病院の受診窓口などで早期に福祉制度や家族会につながるような、医療と福祉の連携システムを構築してほしい。

【事務局】

「にも包括」の協議の場に医療関係者も参加しているため、医療現場での福祉情報の提供や連携について、今後検討していきたい。

4. 閉会

【古川健康福祉部副部長】

本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただき、ありがとうございました。

本日いただいた御意見を基に、計画の見直し案を作成し、次回の審議会にてお示しをさせていただければと考えております。

本計画がより良いものとなるよう、引き続き、委員の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。